

III 具体的施策

第8章 具体的施策

1 地域包括ケアの推進

高齢期になっても、住み慣れた地域で生活を続けたいと、多くの人々は望んでいます。

すべての高齢者が、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続けることができるよう、専門機関等が連携する地域ネットワークの形成を行うとともに、地域住民等による見守りの体制づくりに努めます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期までを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、地域の実情に応じた取組み内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組みを実施することで事業を推進していく必要があります。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、関係機関等との連携や多職種協働により以下の事項に取り組んでいきます。

[重点的な取組み内容は、P● 「(1) 在宅医療・介護連携の推進」 参照]

ア 現状分析・課題抽出・施策立案 (Plan)

各区において地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携を推進していくためには、地域の医療・介護の社会資源等の現状把握、課題抽出および対応策を検討の上、課題解決に向けた取組みを行うことが重要です。

○ 現状分析

各区によって医療と介護の社会資源の状況は大きく異なります。そのため、地域の医療・介護連携における課題を抽出するために、医療・介護資源の実情を把握することが必要です。

各区における医療・介護関係の実情や区の特性を把握し、現状分析する必要があります。その上で把握した情報をマップやリスト等に整理し、地域の医療・介護関係者と情報の共有・活用を図ります。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

これらの情報は区の広報紙やホームページ等を活用して、住民に情報提供していきます。

○ 課題抽出・施策立案

地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。より具体的な課題に対する取組みについては部会やワーキンググループ等で検討していきます。

大阪市では、「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において区域を越える連携の課題や区の取組みを円滑に進めることができるよう、広域における課題と対応策を検討します。

また、各区の実情に応じたP D C Aに沿った取組みができるよう事業の評価指標についても検討していきます。

イ 対応策の実施（Do）

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進を図るためにには、地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら取組みを進めていく必要があります。

○ 医療・介護関係者に関する相談支援

「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行えるよう関係者間の橋渡し役となって「顔の見える関係」を構築することにより、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図っていきます。

○ 地域住民への普及啓発

地域住民が住み慣れた地域で自ら希望する医療や介護を受けるにあたって、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であり、在宅での療養が必要になったときに、必要なサービスを適切に選択できるよう普及・啓発を進めていきます。

また自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、自分自身で前もって考え、家族や医療・介護関係者等と話し合うことが重要です。大阪市高齢者実態調査（本人調査）によると「人生会議（A C P）」について85.6%の方が「名前も内容も知らない」と答えており、「人生会議（A C P）」の理解の促進についても取り組んでいきます。

区の広報紙・ホームページ等の活用や地域の実情に合わせた区民講演会等様々な取組みを継続して行うことで、効果的に広く普及・啓発していきます。

（第7章「P● 重点的な課題と取組み 参照」）

○ 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域住民の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者等の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの活用等について検討していきます。

既存の情報共有ツールについては、活用状況を把握した上で、医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえ、実情に応じ改善を図ります。また、必要に応じて情報共有ツールの作成も検討します。

○ 医療・介護関係者の研修

医療と介護は多職種間の相互理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。多職種の連携を図るための研修会の開催によってお互いの現状、専門性や役割等を知ることで、意見が交換できる関係を築くなど、在宅医療・介護連携が促進できるような関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」の構築を進めています。

ウ 対応策の評価・改善（Check・Act）

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で療養などを受けながら暮らしを続けることができる社会を実現していくために、多職種が協働して支援を行うことで在宅医療等を望む高齢者が、いつまでも安心して在宅での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携における、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」において医療と介護の提供がより一体となるよう、多職種連携によるチームケアの体制の構築を進めています。

各区における地域実情を踏まえ、今後も柔軟な取組みを推進していくとともに、大阪市においてはこれまで以上に総合事業などの地域支援事業との連携を図りながら取り組んでいきます。

P D C Aサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組み進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することにより、さらなる取組みの充実を図っていきます。

《 実 績 》

○在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

2017(平成29)年度 2018(平成30)年度 2019(令和元)年度

課題への対応策が具体化され、実施、評価・改善を行っている区

5区

10区

11区

(2) 地域包括支援センターの運営の充実

高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる適切な人員体制の確保を図ります。人員体制は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むなど、高齢者の地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターの運営の充実に向けた取組みを進めます。また、包括的支援事業の推進にあたっては、地域包括支援センターが中核となって、関係機関が連携して取り組んでいく必要があるため、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

[重点的な取組み内容は、P● 「(2) 地域包括支援センターの運営の充実」 参照]

ア 高齢者の総合相談支援

- 地域包括支援センター
- 総合相談窓口（ブランチ）

地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、障がい者支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けれるように支援を行います。

また、大阪市では概ね中学校区ごとに地域包括支援センター又は総合相談窓口（ブランチ）を設置しており、地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）は連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。

《 実績 》

○ 地域包括支援センター			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置数	66か所	66か所	66か所
延べ相談件数	延353,867件	延件	延件
○ 総合相談窓口（ブランチ）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置数	68か所	68か所	67か所
延べ相談件数	延77,050件	延件	延件

イ 地域包括支援センターの機能の強化

○ 地域包括支援センター職員等研修事業

大阪市独自の研修として、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施します。

《 実 績 》

○ 地域包括支援センター職員等研修実施状況

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
基礎研修	3回	3回	3回
発展研修	3回	3回	3回
管理者研修	2回	2回	2回
全体研修	2回	5回	4回

ウ 地域ケア会議の推進

○ 地域ケア会議

個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施します。

見えてきた課題については、地域包括支援センターから運営協議会に報告することを委託方針とし、地域ネットワークの構築を推進するとともに、課題を取りまとめて地域の課題把握を行い、区で取り組む課題なのか、市で取り組む課題なのかを明らかにしています。

《 実 績 》

○ 地域ケア会議

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	1,961回	1,895回	2,355回

（3）総合的な相談支援体制の整備

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人や、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するため、地域における見守り活動体制の強化と、分野横断的な相談支援機関の連携の仕組みづくりに取り組み、これらの相乗効果により「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備」をめざします。

ア 地域における見守り施策の推進

孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。また、「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、医療や介護など適切な支援につなげます。

また、認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止する仕組みの充実に取り組みます。

○ 「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努めます。

○ CSWによる対応の強化

制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。

多岐にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことが出来るよう、CSW同士で情報共有を行うことにより、さらなるスキルアップに努めます。

○ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を介護等の事業者や地域住民・企業等の協力者にメールで配信し、早期に発見する仕組みを進めます。

警察捜索の補完的なものとして、「見守りシール」等の配付により、身元不明対策を強化しています。

(認知症高齢者等の行方不明時の体制の構築については、P●「認知症高齢者見守りネットワーク事業」 参照)

イ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

〔重点的な取組み内容は、
P●「(4) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実」 参照〕

○ 総合的な相談支援体制の充実事業

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。

○ 生活困窮者自立支援事業

各区役所内に支援窓口を設置し、経済的な問題をはじめとした多様で複合的な課題を抱える方に対し、相談支援員が対象者の状態に応じた支援プランを作成し、生活困窮者自立支援法に基づくサービスや各種制度、インフォーマルな資源等を活用し、包括的・継続的な相談支援を行うことにより、自立へ向けた支援を行うほか、必要に応じて就労支援、家計改善支援、生活・学習支援等を行います。

〔○ 地域包括支援センター（再掲）
○ 総合相談窓口（ブランチ）（再掲）〕

(4) 権利擁護施策の推進

認知症により判断能力の低下した方もそうでない方も等しく地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者的心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害である高齢者虐待の防止に取り組むとともに、成年後見制度の利用を促進します。

[重点的な取組み内容は、P● 「(2) 権利擁護施策の推進」 参照]

ア 高齢者虐待防止の取組みの充実

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について周知・啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止とその早期対応等を進めます。また、高齢者虐待の発生要因のひとつである家族の介護負担の軽減となる取組みを行います。

○ 高齢者虐待に関する相談・支援

養護者による高齢者虐待については、区保健福祉センターと地域包括支援センターを相談・通報窓口とし、通報受理後、速やかに、安全を確認し、その他当該通報の事実の確認のための措置を講じ、また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報を受けた福祉局は、介護施設の業務又は介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、権限を適切に行使します。

○ 高齢者虐待防止連絡会議

市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。

《 実 績 》

○ 高齢者虐待に関する相談・支援

(養護者によるもの)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・通報対応件数	960件	1,053件	1,100件
虐待と判断した件数	353件	383件	415件

(介護施設従事者等によるもの)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・通報対応件数	156件	174件	115件
虐待と判断した件数	22件	23件	21件

※「虐待と判断した件数」には、前年度に受理し当該年度に虐待と判断したものを含みます。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 高齢者虐待防止連絡会議

開催回数	大阪市 区	2017(平成29)年度 1回 27回	2018(平成30)年度 1回 26回	2019(令和元)年度 1回 27回
------	----------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

件数	2017(平成29)年度 38件	2018(平成30)年度 38件	2019(令和元)年度 26件
----	---------------------	---------------------	--------------------

イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者等、判断能力が不十分な方の生活を支援する「あんしんさぽーと事業」（日常生活自立支援事業）や、成年後見制度の利用を促進する取組みを行います。

また、2018（平成30）年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組み、成年後見支援センターを中核機関と位置づけ、地域における連携・対応強化を推進し権利擁護の実現された街づくりを進めています。

○ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行います。

○ 成年後見制度にかかる市長審判請求

身寄りがないなど親族等による申立てができるない高齢者等のために、市長が家庭裁判所に対して後見等開始のための審判請求を行います。また、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。

○ 成年後見支援センター

関係機関との連携により、成年後見制度の広報や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、市民後見人の養成及び活動支援を行います。また、地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を担います。

《 実 績 》

○ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

相談件数	2017(平成29)年度 161, 190件	2018(平成30)年度 148, 264 件	2019(令和元)年度 142, 383 件
年度末利用件数	3, 272件	3, 078 件	2, 901 件
うち高齢者	1, 959件	1, 777 件	1, 609 件

○ 成年後見制度にかかる市長審判請求

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
市長申立件数	224件	235件	250件
うち高齢者	190件	193件	217件
後見等報酬助成件数	281件	282件	251件
うち高齢者	215件	218件	194件

○ 成年後見支援センター

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数	1,033件	1,213件	1,034件
市民後見人バンク登録者	237人	240人	282人
市民後見人受任件数	185件	207件	241件

ウ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用する事が著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による措置を実施します。

《 実 績 》

○老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
94人	80人	100人

2 認知症施策の推進

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になつても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことができるよう、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、総合的に認知症施策を推進します。

[重点的な取組み内容は、P146 「認知症の人への支援」 参照]

（1）普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうことから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会をめざす中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていきます。

ア 認知症に関する理解促進

○ キャラバン・メイト養成事業

認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成し、認知症サポーターの養成を促進します。

○ 世界アルツハイマーデー（月間）関連の普及・啓発

認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催し、ホームページや認知症アプリを活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報等を発信します。

《実績》

○ キャラバン・メイト養成事業

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
キャラバン・メイト 養成数	227人	228人	203人
認知症サポーター 養成数 (サポーター養成数 年度末累計)	22,392人	20,041人	20,543人
	180,104人	200,145人	220,688人

イ 相談先の周知

○ I C T 活用による認知症理解のための普及・啓発事業

スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ・ナビ」を活用し、認知症の人とその家族、地域の支援機関、認知症サポーターなど多くの人に利用いただくことで、認知症に関する正しい知識と理解とともに、具体的な相談先等が明確に伝わるように普及・啓発を図ります。

○ パンフレット等による認知症に関する相談先についての周知啓発

認知症に関する相談先について、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けパンフレットを作成するなどにより、広く市民に伝わるように努めます。

ウ 認知症の人本人からの発信支援

○ 認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業

ピアソポーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動を支援する取組を一層普及します。こうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策に反映するよう努めます。

(2) 予防

認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があります。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等の取組みが、認知症予防に資する可能性があると示唆されているため、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症予防に関する周知・啓発の強化を図ります。

ア <一次予防>

「通いの場」（百歳体操等）の充実及び予防に関する周知・啓発

○ 「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指します。とりわけ、「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場について、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、リハビリテーション専門職等の派遣による体操等の助言や指導、身体能力測定など、通いの場の立ち上げや継続のための支援を行うなど、通いの場の充実に取り組みます。

(P 217 「一般介護予防事業の推進」 参照)

○ ホームページ等による認知症の予防についての周知・啓発

認知症の予防に関する情報について、認知症アプリ・ナビ、ホームページの活用、市民向けパンフレットを作成するなどにより、周知啓発に努めます。

○健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防

認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されている、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防に向けた取組みを進めます。

(P219 「生活習慣病の予防」 参照)

イ 〈二次予防〉

初期集中支援チーム、かかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応

認知症初期集中支援チームの専門職による訪問活動のほか、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携した早期発見・早期対応に向けた仕組みづくりの推進を図ります。

- ・ 認知症初期集中支援推進事業、認知症地域医療支援事業 (P211 参照)

ウ 〈三次予防〉

医療・介護従事者向け研修によるBPSDへの対応力向上

認知症の人の行動・心理症状 (B P S D)、重症化予防や機能維持への対応力を向上させるため、医療従事者や介護従事者への研修の推進等に取組みます。

- ・ 認知症地域医療支援事業 (P211 参照)、認知症介護実践者等養成事業 (P212 参照)

（3）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症医療・介護等に携わる者は、認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できることではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していきます。

ア 早期発見・早期対応、医療体制の整備

○ 認知症強化型地域包括支援センター運営事業

認知症高齢者等の急増に対応するため、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」に位置づけて、認知症施策推進会議の開催等により地域の関係機関の連携を強化することで、地域の認知症の人の早期発見・早期対応の取組みを進めます。

○ 認知症初期集中支援推進事業

医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。また、認知症地域支援推進員を各区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

○ 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を各区に配置し、医療機関や介護サービス及び地域包括支援センター等の地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェへの支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うとともに、若年性認知症や支援困難症例への対応を行います。

○ 認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修などを行います。

イ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

○ 認知症地域医療支援事業

早期発見・早期対応のための体制整備として、地域において高齢者の診療等を行う身近なかかりつけ医を対象にかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するほか、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を行います。

また、歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを行います。歯科医師認知症対応力向上研修及び薬剤師認知症対応力向上研修を実施します。

また、認知症の人の身体合併症等に対応する急性期病院等における認知症対応力の向上を図るため、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施するとともに、急性期病院等における行動・心理症状（B P S D）への対応力を高めるため、看護職員認知症対応力向上研修を実施します。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

認知症に係る医療と介護の連携等に関し、地域ごとの課題に対応した啓発を行うため、認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に認知症等高齢者支援地域連携事業を実施します。

《 実績 》

○ 認知症地域医療支援事業

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
かかりつけ医認知症対応力向上研修 (修了者数)	175人	107人	129人
かかりつけ医認知症対応力向上フォローアップ研修 (受講者数)	115人	108人	64人
認知症サポート医養成研修 (修了者数)	22人	32人	40人
認知症サポート医フォローアップ研修 (受講者数)	74人	287人	108人
歯科医師認知症対応力向上研修 (修了者数)	126人	101人	※1 0人
薬剤師認知症対応力向上研修 (修了者数)	229人	154人	270人
看護職員認知症対応力向上研修 (修了者数)	83人	98人	※2 0人
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 (受講者数)	460人	722人	732人
認知症等高齢者支援地域連携事業 (実施区数)	24区	24区	24区

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により1部カリキュラムを令和2年度へ延期

ウ 介護従事者の認知症対応力向上の促進

○認知症介護実践者等養成事業

新任の介護職員等向けの認知症介護基礎研修を実施するとともに、良質な介護を担う人材を量・質ともに確保していくため、認知症介護実践者研修⇒認知症介護実践リーダー研修⇒認知症介護指導者養成研修というステップアップの体系による研修を実施します。

《 実績 》

○ 認知症介護実践者等養成事業

	2017(平成29)年 度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
認知症介護実践研修			
実践リーダー研修修了者数	30人	54人	※23人
実践者研修修了者数	389人	340人	315人
基礎研修修了者数	284人	217人	197人
地域密着型サービス認知症介護研修			
認知症対応型サービス事業開設者 研修修了者数	16人	14人	9人
認知症対応型サービス事業者 管理者研修修了者数	95人	114人	88人
小規模多機能型サービス等計画 作成担当者研修修了者数	51人	59人	34人
認知症介護指導者養成研修修了者数	3人	5人	1人
フォローアップ研修修了者数	2人	1人	0人

※新型コロナウイルス感染症の影響により年2回開催中1回を令和2年度へ延期

エ 医療・介護の手法の普及

早期診断・早期対応を軸として、行動・心理症状（B P S D）や身体合併症等への対応のほか、退院・退所後の居宅生活においても、そのときの容態に応じた適切なサービスが提供される仕組みを構築します。

本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要であることから、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用します。

認知症の人やその家族が本人の生活パターン、人間関係、医療歴、本人の希望（医療・介護の要望も含む）等の事項をノートに記入し、医療・介護が必要となった際に関係者が確認することで認知症本人の意向に沿った医療・介護の実現を図るとともに、認知症でない高齢者にもノート作成を通じて、認知症になつても自分らしい生活をするための意思形成の重要性を周知することを目的としたわたしのケアノートの普及を図ります。

○ 認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

認知症に関する専門的知識を有する職員を雇用し、弘済院の培ってきた認知症にかかるノウハウを医療・介護の従事者に発信していくことで、認知症ケアに携わる方へのより専門的な支援を広めます。

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」

(※ P216 参照)

○ 精神保健福祉相談（医師による）

(※ P222 参照)

○ 「4 サービスの充実・利用支援」「(3) 介護給付等対象サービスの充実」

(※ P232 参照)

オ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

○ 認知症緊急ショートステイ事業

認知症の人を介護する家族等の負担を軽減するため、介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合などにおいて、一時的に認知症の人を介護施設で受け入れます。

○ 認知症カフェ等運営支援事業

認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場」（認知症カフェ等）の運営に対し、広報活動への協力、講師・専門職等の派遣などの支援を行います。

○家族介護等支援事業

(※ P 247 参照)

《実績》

<u>○ 認知症緊急ショートステイ事業</u>			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
利用者数	46人	51人	46人
利用日数	685日	609日	804日
<u>○ 認知症カフェ等運営支援事業</u>			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
講師派遣件数	30件	37件	21件

（4）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を推進します。

ア 「認知症バリアフリー」の推進

○ オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ち～むオレンジサポーター」の仕組みを構築し、全区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取組みます。

認知症の人にやさしい取組みを実施する企業・団体等をオレンジパートナーの登録企業・団体として発信していくことにより、認知症の人が安心して生活できるまちづくりをめざします。

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業

民間団体や地域住民などの協力を得て、行方不明となった認知症高齢者の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

○ 認知症高齢者位置情報探索事業

行方不明のため位置情報システムの必要である高齢者に対し、ICTを活用した位置情報専用端末を利用した発信機の貸与を行います。

○要援護高齢者緊急一時保護事業

警察等に保護された身元不明の認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、要援護高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。

○権利擁護施策の推進

成年後見制度の利用促進（権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組み）を行います。

（※ P205 参照）

《実績》

○認知症高齢者見守りネットワーク事業

	2017(平成29)年度 (各年度末時点)	2018(平成30)年度 1,609人	2019(令和元)年度 2,285人	3,025人
登録者数 協力者数 (民生委員)				
協力者数 (企業・団体)	(各年度末時点)	2,825人	2,880人	2,775人

○要援護高齢者緊急一時保護事業

	2017(平成29)年度 徘徊認知症高齢者	2018(平成30)年度 11件	2019(令和元)年度 16件	19件

イ 若年性認知症の人への支援

○認知症地域支援推進員の配置（再掲）

各区認知症初期集中支援チームに「地域支援推進員」を配置し、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービス提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係機関の連携を図る取組みを行うとともに、大阪府設置の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症や支援困難症例への対応を行います。

○若年性認知症啓発セミナー

若年性認知症の早期診断・早期対応に向け、企業等の産業医、産業看護師、産業保健師、人事・労務担当者等の産業保健スタッフ対象の啓発セミナーを行います。

《実績》

○若年性認知症啓発セミナー

	2017(平成29)年度 参加者数	2018(平成30)年度 —	2019(令和元)年度 179人	133人

ウ 社会参加支援

○認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業（再掲）

認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまちづくりの具体的施策として、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げるなどの取組みを総合的に進めます。

(5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

弘済院では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症や若年性認知症等の困難症例への対応を行うとともに、大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、早期診断・治療等、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。さらに、大阪市立大学医学部等との連携により、学術的な研究に取り組むとともに、弘済院第2特別養護老人ホームとともに新しい認知症介護モデルの構築にも努めています。さらには、相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期発見、早期治療に寄与するとともに、診断後支援に重点を置き、専門医療・介護機能を活かして利用者の在宅生活移行のため、家庭、地域への復帰を促進していきます。

今後、認知症施策の必要性が一層高まるなか、弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、機能の継承発展を図り、認知症の人やその家族を支援していきます。

○弘済院附属病院「もの忘れ外来」

大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」を設置し専門診療にあたり、認知症の鑑別診断を行い、地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行います。また、非薬物治療としてのグループ回想法などを実践するとともに、合併症を有する症例については、他の診療科との連携のもとで治療を行います。また、2017（平成29）年度より若年性認知症外来を開始しました。

○弘済院における公開講座の開催等

認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している弘済院では、大阪市立大学医学部等との連携を行いながら、高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、認知症に関する種々の情報発信を行います。

○研究・研修・情報発信

大阪市立大学医学部等と連携して認知症の原因究明や診断治療法の確立、介護方法の確立に向けた学術的な研究に取り組むとともに、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究にも取り組みます。

医学・看護・福祉系教育機関などの実習生、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組みます。

《実績》

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」	2017(平成29)年度 初診患者数	774人	2018(平成30)年度 704人	2019(令和元)年度 638人
○ 弘済院における公開講座の開催等	2017(平成29)年度 公開講座	3回	2018(平成30)年度 参加者数	2回
	ジョイントセミナー	309人	170人	597人
	参加者数	309人	155人	126人
○ 研修・研究・情報発信	2017(平成29)年度 認知症関係研修講師派遣（派遣回数）	50回	2018(平成30)年度 53回	2019(令和元)年度 54回
	認知症関係講演等（講演回数）	5回	7回	6回

3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病対策と介護予防を総合的に推進していく取組みが重要であり、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる取り組みを推進していきます。

また、身近な地域で介護予防に効果がある体操・運動を実施している通いの場が住民主体で開催されるとともに、元気な高齢者だけではなく要支援者等を含む全ての高齢者が、介護予防に取り組めるような地域づくりを進めていくように、地域の介護予防を推進するリーダーを育成するとともに、自宅で閉じこもりがちなフレイル状態の高齢者に対して、積極的に働きかける取組みを進めます。

(1) 介護予防

○一般介護予防事業の推進

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めることができます。そのため、高齢者が可能な限り要介護状態となることを予防し、また、要介護状態になってもその状態ができる限り軽減、または悪化を防止することにより、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護や支援が必要な状態の方も含めて、すべての高齢者が安全に参加できる住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや継続の取組みを引き続き支援するととともに、外出や社会参加を通じた生きがいづくりや介護予防などの取組みを推進します。また、生活機能の低下した高齢者の機能回復訓練等だけではなく、生活不活発やフレイル状態等にある高齢者など、生活機能の低下が見込まれる高齢者に対する生活行為の改善に向けた取組みを推進します。

重点的な取組み内容は、

P● 「(1) 一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進）」 参照

○ 「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図ることにより、要介護認定に至らない元気な高齢者を増やすため、「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出し等やリハビリテーション専門職の派遣による助言・指導等を実施します。

○ 介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等で介護支援活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業を実施します。

○ 介護予防把握事業

閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、速やかに必要な支援につなげるため、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方に対して、区役所や地域包括支援センターで基本チェックリストを実施するとともに、要介護認定の結果「非該当」となった方に要介護状態への移行ができる限り予防するための家庭訪問等を実施します。

○ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する正しい知識の普及と行動変容に向けた具体的で身近な健康に関する情報について、地域の特色を反映させた啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組みを支援します。

○ 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での人と人の交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。

○ 健康づくりひろげる講座

介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動のリーダー的存在として活動に関わる方を養成します。

《 実 績 》

○ 「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施か所数	501 か所	606 か所	708 か所

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○介護予防ポイント事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
活動登録者数	2,276人	2,900人	3,092人	
活動者数	1,084人	1,230人	1,358人	
登録施設・事業所数	402か所	596か所	629か所	
○介護予防把握事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
基本チェックリスト ハイリスク高齢者家庭訪問	実施件数 訪問人数	1,527件 2,852人	898件 2,435人	675件 2,480人
○介護予防普及啓発事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
健康講座・相談 健康講座 健康相談 リーフレット	開催回数 受講延人数 相談延人数 作成部数	3,287回 68,378人 4,184人 0部	3,199回 63,998人 4,375人 50,000部	2,977回 54,374人 3,850人 50,000部
○介護予防教室（なにわ元気塾）事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
参加延人数		49,038人	50,311人	46,034人
○健康づくりひろげる講座				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
参加延人数		4,270人	延3,314人	延2,600人

〈(2) 健康づくり〉

健康寿命の延伸のために、健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」に基づき、生活習慣病の予防に向けた取組みを推進します。

また、こころの健康も健康を構成する重要な要素であることから、こころの病気の早期発見・早期治療の促進を図ります。

[重点的な取組み内容は、P● 「(2) 健康づくりの推進」 参照]

ア 生活習慣病の予防

市民が生涯を通じた健康づくりと健康寿命を延ばしていくため、健康づくりの普及啓発等とともに、特定健康診査等の実施や健康に関する正しい知識の普及啓発の取組みを進め、きめ細かな生活習慣病予防対策の充実を図ります。

○ 健康づくり普及啓発

市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、各区において地域の特性を生かした「健康展・健康まつり等」を開催し、健康づくりの3要素である栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の普及啓発を行います。

○ すこやかパートナー制度

2008（平成20）年度に「すこやかパートナー制度」を創設し、「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する団体等に「すこやかパートナー」として登録をいただき、大阪市と団体、企業等が協力して社会全体で市民の健康づくりを応援します。

○ 食生活指導

生活習慣病予防の観点から、高齢者等、ライフステージに応じた「食生活指導」を実施します。

○ すこやか手帳（健康手帳）

生活習慣病の予防や日常の健康管理に役立てもらうため、医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳（健康手帳）を交付します。

○ 健康教育

生活習慣病予防や健康に関する正しい知識を多くの市民が身につけ、健康意識を高めてもらうため、主に壮年期の方を対象に、保健師、栄養士などによる講話や健康運動指導士による運動指導などを行う「地域健康講座」など健康教育を実施します。

○ 健康相談

地域健康講座（健康教育の項参照）などの際に地域へ出向き、健康に関する個別の相談に応じます。

歯科医師が歯の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

○ 健康診査

生活習慣病の疑い又は危険因子のある人を早期発見し、治療に繋げるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行うため、「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの「各がん検診」、「骨粗しょう症検診」、「歯周病検診」などの健康診査事業を実施します。

○ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる壮年期の人や、健康に不安のある高齢者及び介護家族等に対して、保健師などが各家庭を訪問し、個々人の生活環境に応じた日常生活指導や保健・福祉サービス等の活用方法の助言指導を行う他、必要な方には、栄養指導や口腔衛生指導を実施します。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 感染症予防

結核・感染症の予防とまん延防止のため、結核定期健康診断（15歳以上の方：胸部X線検査）、インフルエンザ予防接種（65歳以上の方等）を実施します。

《 実 績 》

○ 健康づくり普及啓発	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
健康づくり啓発ポスター（掲出、配布数）	2,420枚	2,430枚	2,303枚
○ すこやかパートナー制度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
登録団体数	256団体	271団体	282団体
○ 食生活指導	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
個別（参加人数）	27,058人	25,777人	24,686人
集団（参加人数）	131,771人	129,883人	117,346人
○ すこやか手帳（健康手帳）	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
交付数	6,178冊	14,933冊	8,001冊
○ 健康教育	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	1,561回	1,272回	1,198回
参加人数	37,180人	28,197人	25,397人
○ 健康相談	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	4985回	534回	565回
参加人数	9,140人	7,066人	8,178人
○ 健康診査	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
大阪市国民健康保険特定健康診査（法定報告数）	91,223人	89,874人	83,809人
〃 特定保健指導	683人	649人	584人
大阪市健康診査	743人	774人	761人
〃 保健指導	119人	116人	162人
歯周病検診	958人	1,263人	1,014人
骨粗しょう症検診	16,451人	17,769人	15,687人
胃がん検診	28,598人	31,948人	27,333人
大腸がん検診	66,106人	70,715人	66,445人
肺がん検診	52,269人	57,967人	54,642人
子宮頸がん検診	53,527人	57,339人	55,586人
乳房がん検診	43,972人	46,961人	43,441人
○ 訪問指導	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
訪問指導	1,456回	1,246回	1,112回
訪問口腔衛生指導	144回	130回	106回
訪問栄養指導	108回	106回	78回
○ 感染症予防	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
結核定期健康診断	8,143人	16,735人	16,269人
インフルエンザ 予防接種	308,162人	317,132人	334,538人

イ こころの健康

近年高齢者のうつ病を含むうつ病患者が増加していることから、疾病に関する正しい知識を普及するとともに、早期発見・早期治療を推進します。また、自殺はうつ病等の精神疾患との関連性が深いと考えられていますが、その背景には経済問題その他多くの要因があることから、総合的な自殺防止対策に取り組みます。

○ うつ病家族教室

うつ病患者を支える家族がうつ病に関する正しい知識を学び、病気を理解し、本人への接し方を考える機会とします。また、同じ状況の家族同士が経験を分かち合うために交流し、うつ病家族の自助グループの養成をめざします。

○ 精神保健福祉相談(医師による)

精神科医師による精神保健福祉相談（こころの健康相談から、診療を受けるにあたっての相談、老人性精神疾患など、保健・医療・福祉の広範にわたる相談）を行うとともに、必要により家庭訪問を行います。

○ ゲートキーパーの養成

地域や職場・学校等で自殺念慮者の自殺のサインに気づき、声を掛け、話を聴き、相談機関や専門機関につなぐ身近な人をゲートキーパーとして養成し、自殺予防に努めます。

○ 自殺未遂者支援事業

自殺未遂者の自殺再企図率は高く、自殺のハイリスク者であることから、警察署と連携し、自殺未遂者に対して相談を実施し、精神科医療機関等必要な専門機関につなぎます。

○ 自死遺族相談

大切な人を自殺で亡くした自死遺族は自殺のハイリスクグループであり、自死遺族に対し相談を実施することにより新たな自殺者を出さないための防止策とします。

《 実 績 》

○ うつ病家族教室

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	15回	15回	14回
参加者数	延111人	延91人	延92人

○ 精神保健福祉相談(医師による)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数人員	延154人	延185人	延170人
うち認知症関係	延61人	延65人	延65人

※相談件数のうち、65歳以上を計上

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ ゲートキーパーの養成	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
研修会開催回数	12回	11回	41回
参加者数	延3,537人	延946人	延1,312人
○ 自殺未遂者支援事業	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談者数	延504人	延532人	延613人
○ 自死遺族相談	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	35回	37回	45回
相談者数	延 76 人	延 96 人	延 110 人

（3）高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようするため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動の支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取組みを推進します。

[重点的な取組み内容は、P● 「（3）高齢者の社会参加と生きがいづくり」 参照]

ア 生涯スポーツの振興

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、「大阪市スポーツ振興計画」に基づき、生涯にわたってスポーツ・運動を楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

○ 地域スポーツセンター

身近に健康づくりやスポーツ、レクリエーションに取り組めるよう、区スポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催します。

○ 市民レクリエーションセンター

小学校・中学校・高等学校の体育館を主に平日の夜間等に開放し、各種スポーツ教室を開催します。

○ 大阪プール

健康づくり、体力づくりのため、大阪プールで、水泳教室、アイススケート教室を実施します。

○ 中央体育館

体力に自信のある方も、自信がない方も、どなたでも気軽に楽しみながら健康づくり

III 具体的施策 ／第8章－3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり

ができる各種スポーツ教室を開催します。

○ 障がい者スポーツセンター

障がい者がスポーツを通じて健康の増進、機能の回復や向上を図るとともに、交流を深め、自立と社会参加を促進するためのスポーツ施設です。

大阪市には、2か所の施設（長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツセンター）があり、各種スポーツ教室を開催します。

○ スポーツ施設の高齢者割引

市営屋外プール、屋内プール、トレーニング場、アイススケート場では、高齢者割引を実施します。

○ 大阪市スポーツボランティア

大阪市が関わる各種大会、スポーツイベント等へボランティアを派遣します。

《 実 績 》

○ 地域スポーツセンター	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開設数	24施設	24施設	24施設
実施教室	524教室	586教室	教室
受講者数	延66,455人	延62,403人	延人
○ 市民レクリエーションセンター	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
センター数	28か所	29か所	26か所
実施教室	195教室	69教室	65教室
参加者数	3,791人	3,986人	3,639人
○ 大阪プール	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
教室数	16教室	17教室	教室
参加者数	延46,939人	延18,524人	延人
○ 中央体育館	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
教室数	25教室	23教室	教室
参加者数	延14,475人	延14,624人	延人
○ スポーツ施設の高齢者割引	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
屋外プール	延5,989人	延8,886人	延9,851人
屋内プール	延898,720人	延878,562人	延749,574人
アイススケート場	延4,554人	延5,774人	延5,329人
トレーニング場	延382,855人	延401,377人	延374,738人
○ 大阪市スポーツボランティア	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
登録者数	297人	354人	309人
活動者数	延401人	延563人	延247人

イ 生涯学習・文化活動の推進

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

市民主体の生涯学習の推進などを目的として策定した「生涯学習大阪計画」の内容に基づき、高齢者が生きがいをもって健やかに高齢期を過ごすことができるよう、高齢者に対する学習機会や情報の提供及び学習相談の充実を図ります。

○ 総合生涯学習センター・市民学習センター

「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

○ 高齢者等読書環境整備・読書支援事業

図書館への来館が困難な施設入所者を対象に、高齢者福祉施設へ図書を提供し、図書ボランティアが図書を貸し出したり、朗読や紙芝居等を行います。

○ 市立図書館の大活字本コーナー

高齢者が読みやすい、大きな活字の図書を揃えた「大活字本コーナー」を図書館に設置し、閲覧・貸出しを行います。

○ 折り紙教室等世代間交流事業

図書館で、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図ります。

○ クラフトパーク

陶芸をはじめ、木工、金工、染色、織物及びガラス工芸等、創作活動を通じて高齢者にとって有意義な時間をつくるとともに、世代間の交流を図ります。

○ 市立文化施設等敬老優待

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進のため、市内に居住する 65 歳以上の高齢者を、「敬老優待乗車証」等の提示により、市立文化施設等に無料優待します。

○ 生涯学習ルーム事業

地域の人々が気軽に学べる生涯学習の場として、市内の全ての小学校の特別教室などを活用し、各種の講習・講座の開催や、自主事業としての学習の機会を提供するとともに、学びを通じ、地域で子どもから高齢者までを対象に交流を図ります。

○ 生涯学習インストラクターバンク事業

地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能をお持ちの市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。

《実績》

○ 総合生涯学習センター・市民学習センター			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
利用者数 (総 合)	287,036人	286,088人	261,680人
(阿倍野)	225,097人	207,250人	186,233人
(難 波)	192,797人	191,620人	184,085人
○ 高齢者等読書環境整備・読書支援事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施施設数	26施設	26施設	26施設
貸出件数	294回	290回	279回
貸出冊数	43,673冊	41,739冊	39,602冊
○ 市立図書館の大活字本コーナー			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
冊数 (中央図書館)	6,839冊	6,905冊	6,798冊
(地域図書館)	35,386冊	35,143冊	35,046冊
○ 折り紙教室等世代間交流事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
地域図書館	64回	45回	39回
参加者数	1,673人	1,523人	927人
○ クラフトパーク			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
利用者数	50,286人	53,746人	51,977人
○ 生涯学習ルーム事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施ルーム数	286ルーム	285ルーム	285ルーム
受講者数	延428,274人	延417,149人	集計中
○ 生涯学習インストラクターバンク事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
生涯学習インストラクター			
登録者数	519人	519人	519人

ウ 生きがいづくり支援のための基盤整備

老人福祉センター等では、多様化する高齢者のニーズへの対応を図りつつ、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援し、シルバー人材センターでは就労を通じて社会参加の促進を図っていきます。

○ 老人福祉センター

地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加促進の拠点として、地域特性や地域住民のニーズに応じた各種相談や教養講座の実施、レクリエーション機会の提供、老人クラブ活動への援助を行うとともに、高齢者の地域福祉活動やその他自主的な活動を支援する機能の充実を図ります。

○ 老人クラブ

老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上、健康増進等地域活動について助成するとともに、多様なニーズに応えうる老人クラブづくりへの支援を進めます。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 敬老優待乗車証交付

70歳以上の高齢者に対して、生きがいづくりや社会参加の促進のため、OsakaMetro及び大阪シティバスが運営する交通機関を1回乗車あたり50円の負担で利用できる乗車証を交付します。

○ 高齢者入浴利用料割引

70歳以上の高齢者に対して、健康増進と孤立感の解消の一助とするため大阪市区域内において対象事業を実施する公衆浴場で、毎月1日・15日（その日が定休日の場合は翌日）に、入浴利用料の割引を実施します。

○ 大阪市シルバー人材センター

定年退職後などに、臨時の、短期的な仕事を希望する60歳以上の高齢者を対象に、就労機会の提供を行います。

本部所在地 城東区関目3-1-14

《 実 績 》

○ 老人福祉センター	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置数	26か所	26か所	26か所
利用者数	延937,600人	延959,251人	延861,474人
○ 老人クラブ	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
クラブ数	773クラブ	768クラブ	734クラブ
会員数	51,585人	50,342人	44,135人
○ 敬老優待乗車証交付	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
対象者数	232,069人	309,308人	331,702人
○ 高齢者入浴料割引	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
利用者数	延230,795人	延215,385人	延203,915人
○ 大阪市シルバー人材センター	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
会員数	9,693人	9,749人	9,670人
就業者数	延695,787人	延672,482人	延684,424人

(4) ボランティア・NPO等の市民活動支援

〔 重点的な取組み内容は、
P● 「(4) ボランティア・NPO等の市民活動の支援」 参照 〕

○ボランティア・NPO等の市民活動支援と協働

市民や地域住民の組織、ボランティア団体、NPOなどが行う市民活動を一層推進するための「大阪市市民活動推進条例」に基づき、情報や学習機会の提供等の支援施策を進めます。

○ 大阪市市民活動総合支援事業

市民活動の活性化に向けて、市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行います。

○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター／ビューロー

大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会において、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行います。

○ 福祉ボランティアコーディネーション事業

ボランティア活動を希望する個人や団体、企業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広いボランティアコーディネーションを行います。

○ 大阪市市民活動推進助成事業

行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育していくものとして、区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援します。

《実績》

○ 大阪市市民活動総合支援事業

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数	229件	302件	207件
情報発信件数	901件	818件	996件
連携取組の成立件数	9件	17件	15件

○ 大阪市・区ボランティア・市民活動センター／ビューロー

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
登録グループ数	2,975グループ	3,929グループ	2,934グループ
ボランティア活動登録者 数	延38,214人	延36,076人	延34,794人

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 福祉ボランティアコーディネーション事業	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
対応相談件数	1,352件	1,274件	1,084件

○ 大阪市市民活動推進助成事業	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
助成事業数	8 事業	6 事業	8 事業

4 サービスの充実・利用支援

サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険給付サービスだけではなく、それ以外の生活支援サービスについても充実に努めます。

また、今後、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯等の増加により、多様な生活支援ニーズへの対応が必要なことから、介護予防・生活支援サービス事業による多様なサービスの提供に努めるとともに、生活支援体制整備事業による生活支援・介護予防サービスの充実等にも取り組んでいきます。

さらに、これらのサービスが適切に提供されるよう、介護サービスの質の向上と確保を図る取組みを進めます。

一方で、高齢者人口の増加に伴う介護の担い手不足が課題となっていることから、介護サービス等を担う人材の育成・確保に向けた取組みを行います。

また、高齢者やその家族が必要なサービスを主体的に選択できるよう情報提供を行うとともに、文化や生活習慣の違いなどにより、地域において孤立しがちな外国籍の高齢者など支援を要する高齢者に対して、地域の特性や住民ニーズに応じた支援ができるよう取組みを進めます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

○ 介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、多様な主体による多様なサービスの提供により高齢者を支援します。

○ 介護予防型訪問サービス

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、有資格者の訪問介護員等により身体介護及び生活援助を行います。

○ 生活援助型訪問サービス

本市が実施する「生活援助サービス従事者研修」を受講した従業者等により生活援助を行います。

○ 住民の助け合いによる生活支援活動事業

地域の元気な高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために、支え手として生活支援活動を行います。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ サポート型訪問サービス

生活機能の低下が認められるが通所事業所等に自ら通うことが困難な方に対し、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が3か月または6か月の短期間で訪問支援を行います。

○ 介護予防型通所サービス

デイサービスセンターなどで、入浴、排せつ、食事等の生活上の支援及び日常生活機能向上のための機能訓練などを概ね3時間以上行います。

○ 短時間型通所サービス

デイサービスセンターなどで、入浴やサービス利用開始時の慣らし利用などを短時間（概ね3時間未満）で行います。

○ 選択型通所サービス

3か月程度の短期間で集中的に行う、運動器の機能向上、口腔機能向上または、栄養改善を概ね90分以上行います。

○ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう総合的に支援し、サービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアプランを作成します。

《 実績 》

○ 介護予防型訪問サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 213,231人／年	2019(令和元)年度 174,208人／年
○ 生活援助型訪問サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 58,280人／年	2019(令和元)年度 85,933人／年
○ 住民の助け合いによる生活支援活動事業	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 99回／年	2019(令和元)年度 837回／年
○ サポート型訪問サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 23人／年	2019(令和元)年度 15人／年
○ 介護予防型通所サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 180,403人／年	2019(令和元)年度 182,764人／年
○ 短時間型通所サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 2,616人／年	2019(令和元)年度 2,496人／年
○ 選択型通所サービス	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 519人／年	2019(令和元)年度 194人／年

○ 選択型通所サービス健診	2017(平成29)年度 サービス量	436件／年	2018(平成30)年度 91件／年	2019(令和元)年度 32件／年
○ 介護予防ケアマネジメント	2017(平成29)年度 サービス量	182, 563件／年	2018(平成30)年度 195, 634件／年	2019(令和元)年度 186, 681件／年

〈(2) 生活支援体制の基盤整備の推進〉

[重点的な取組み内容は、P● 「(2) 生活支援体制の基盤整備の推進」 参照]

○ 生活支援体制整備事業

高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組みを進めます。

〈(3) 介護給付等対象サービスの充実〉

計画目標数値に基づき、要介護者（要支援者）に対する介護保険給付サービスを充実させます。

とりわけ、重度の要介護の方や認知症の方などの増加を踏まえ、このような高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、小規模多機能型居宅介護などの整備を進めていきます。

ア 居宅（介護予防）サービス

要介護（要支援）認定において、要支援または要介護と認定されて在宅の介護を必要とする人には、訪問介護や通所介護等の居宅（介護予防）サービスを提供します。

○ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）などが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います

○ 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 訪問看護

医師の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

○ 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

○ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

○ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練などを日帰りで行います。

○ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などで、リハビリテーションを日帰りで行います。

○ 短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。

○ 短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を行います。

○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

有料老人ホーム、ケアハウス等が特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練・療養上の世話を行います。

○ 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けたり、介護の負担を軽くしたりするため、車いすや特殊寝台など、福祉用具の貸与を行います。

○ 福祉用具購入費の支給

貸与になじまない腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具の購入費を支給します。

○ 住宅改修費の支給

日常生活の自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、手すりの取付け、床段差の解消、滑り止めなどのための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器などへの取替工事など、簡易な住宅改修について、介護保険制度において改修費を支給します。

○ 居宅介護支援（介護予防支援）

介護（予防）サービスの内容を本人、家族などと相談して、サービスを適切に利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

《 実 績 》

○ 訪問介護（ホームヘルプサービス）	2017(平成29)年度 サービス量	307, 532回／週	2018(平成30)年度 313, 079回／週	2019(令和元)年度 324, 308回／週
○ 訪問入浴介護	2017(平成29)年度 サービス量	1, 808回／週	2018(平成30)年度 1, 745回／週	2019(令和元)年度 1, 755回／週
○ 介護予防訪問入浴介護	2017(平成29)年度 サービス量	6回／週	2018(平成30)年度 9回／週	2019(令和元)年度 10回／週
○ 訪問看護	2017(平成29)年度 サービス量	30, 557回／週	2018(平成30)年度 32, 660回／週	2019(令和元)年度 35, 147回／週
○ 介護予防訪問看護	2017(平成29)年度 サービス量	3, 784回／週	2018(平成30)年度 4, 187回／週	2019(令和元)年度 4, 671回／週
○ 訪問リハビリテーション	2017(平成29)年度 サービス量	7, 424回／週	2018(平成30)年度 7, 295回／週	2019(令和元)年度 7, 595回／週
○ 介護予防訪問リハビリテーション	2017(平成29)年度 サービス量	951回／週	2018(平成30)年度 1, 089回／週	2019(令和元)年度 1, 301回／週
○ 居宅療養管理指導	2017(平成29)年度 サービス量	23, 160人／月	2018(平成30)年度 24, 977人／月	2019(令和元)年度 26, 474人／月
○ 介護予防居宅療養管理指導	2017(平成29)年度 サービス量	1, 686人／月	2018(平成30)年度 1, 867人／月	2019(令和元)年度 1, 994人／月
○ 通所介護（デイサービス）	2017(平成29)年度 サービス量	44, 794回／週	2018(平成30)年度 46, 628回／週	2019(令和元)年度 47, 494回／週
○ 通所リハビリテーション（デイケア）	2017(平成29)年度 サービス量	15, 456回／週	2018(平成30)年度 15, 641回／週	2019(令和元)年度 16, 548回／週
○ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	2017(平成29)年度 サービス量	2, 668人／月	2018(平成30)年度 2, 922人／月	2019(令和元)年度 3, 348人／月

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）	2017(平成29)年度 サービス量	44,074日／月	2018(平成30)年度 サービス量	46,096日／月	2019(令和元)年度 サービス量	47,241日／月
○ 介護予防短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）	2017(平成29)年度 サービス量	271日／月	2018(平成30)年度 サービス量	259日／月	2019(令和元)年度 サービス量	309日／月
○ 短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）	2017(平成29)年度 サービス量	7,055日／月	2018(平成30)年度 サービス量	7,534日／月	2019(令和元)年度 サービス量	7,524日／月
○ 介護予防短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）	2017(平成29)年度 サービス量	63日／月	2018(平成30)年度 サービス量	71日／月	2019(令和元)年度 サービス量	88日／月
○ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）	2017(平成29)年度 サービス量	5,032人／月	2018(平成30)年度 サービス量	5,319人／月	2019(令和元)年度 サービス量	5,577人／月
○ 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）	2017(平成29)年度 サービス量	909人／月	2018(平成30)年度 サービス量	982人／月	2019(令和元)年度 サービス量	1,066人／月
○ 福祉用具の貸与	2017(平成29)年度 サービス量	47,710人／月	2018(平成30)年度 サービス量	49,477人／月	2019(令和元)年度 サービス量	50,949人／月
○ 介護予防福祉用具の貸与	2017(平成29)年度 サービス量	15,047人／月	2018(平成30)年度 サービス量	16,362人／月	2019(令和元)年度 サービス量	17,109人／月
○ 福祉用具購入費の支給	2017(平成29)年度 サービス量	8,391人／年	2018(平成30)年度 サービス量	8,040人／年	2019(令和元)年度 サービス量	7,546人／年
○ 介護予防福祉用具購入費の支給	2017(平成29)年度 サービス量	3,889人／年	2018(平成30)年度 サービス量	3,678人／年	2019(令和元)年度 サービス量	3,469人／年
○ 住宅改修費の支給	2017(平成29)年度 サービス量	5,871人／年	2018(平成30)年度 サービス量	5,590人／年	2019(令和元)年度 サービス量	5,178人／年
○ 介護予防住宅改修費の支給	2017(平成29)年度 サービス量	4,874人／年	2018(平成30)年度 サービス量	4,143人／年	2019(令和元)年度 サービス量	3,918人／年
○ 居宅介護支援	2017(平成29)年度 サービス量	66,933人／月	2018(平成30)年度 サービス量	68,636人／月	2019(令和元)年度 サービス量	69,494人／月
○ 介護予防支援	2017(平成29)年度 サービス量	19,934人／月	2018(平成30)年度 サービス量	19,666人／月	2019(令和元)年度 サービス量	20,789人／月

イ 地域密着型サービス

高齢者が認知症になっても、重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着

型サービス」の事業者の参入促進に取り組みます。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。

○ 夜間対応型訪問介護

24時間安心して居宅での生活が送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。

○ 地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービスセンターなど）

デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練などを日帰りで行います。

- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせて提供します。

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等）

有料老人ホーム、ケアハウスなどが地域密着型特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

入所者に対して、介護職員などが、食事、入浴をはじめとした日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを行います。

○ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを提供します。

《実績》

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2017(平成29)年度 サービス量	2018(平成30)年度 466人／月	2019(令和元)年度 584人／月
--------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 夜間対応型訪問介護	2017(平成29)年度 サービス量	140人／月	2018(平成30)年度 137人／月	2019(令和元)年度 147人／月
○ 地域密着型通所介護	2017(平成29)年度 サービス量	23,649回／週	2018(平成30)年度 24,591回／週	2019(令和元)年度 25,518回／週
○ 認知症対応型通所介護	2017(平成29)年度 サービス量	2,643回／週	2018(平成30)年度 2,570回／週	2019(令和元)年度 2,527回／週
○ 介護予防認知症対応型通所介護	2017(平成29)年度 サービス量	11回／週	2018(平成30)年度 14回／週	2019(令和元)年度 9回／週
○ 小規模多機能型居宅介護	2017(平成29)年度 サービス量	880人／月	2018(平成30)年度 946人／月	2019(令和元)年度 987人／月
○ 介護予防小規模多機能型居宅介護	2017(平成29)年度 サービス量	116人／月	2018(平成30)年度 138人／月	2019(令和元)年度 150人／月
○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2017(平成29)年度 サービス量	3,640人／月	2018(平成30)年度 3,880人／月	2019(令和元)年度 3,976人／月
○ 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2017(平成29)年度 サービス量	10人／月	2018(平成30)年度 15人／月	2019(令和元)年度 12人／月
○ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等）	2017(平成29)年度 サービス量	128人／月	2018(平成30)年度 136人／月	2019(令和元)年度 137人／月
○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）	2017(平成29)年度 サービス量	190人／月	2018(平成30)年度 273人／月	2019(令和元)年度 326人／月
○ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	2017(平成29)年度 サービス量	168人／月	2018(平成30)年度 228人／月	2019(令和元)年度 248人／月

〈(4) 介護サービスの質の向上と確保〉

高齢者が、自分らしく安心して暮らしていくため、介護サービスの質の向上と確保を図る取組みを行います。

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、大阪市では、ホームページを通じて介護サービス事業者の情報を公表します。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護については、外部評価結果を公開します。

イ 介護サービスの適正化

大阪市では、高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、介護給付の適正化に取り組みます。

引き続き、「要介護（要支援）認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「ケアプランの点検」、「介護給付費通知」を柱としつつ、これまでの実績を踏まえ、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の毎年度ごとの目標数値及び実施内容を具体的に設定し、介護給付の適正化をより一層推進します。

また、悪質な事例や不正請求に対しては、監査による調査を行い、必要に応じ、指定取消等の行政処分や給付費の返還請求を行うなど、厳正に対処します。

○ 要介護（要支援）認定の適正化

認定調査について、都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人への委託を基本として認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組みを実施します。

また、認定調査員及び介護認定審査会委員に対して研修を実施し、適正な認定に努めます。

○ 介護保険住宅改修費適正給付事業

住宅改修費の事前申請時には、「住宅改修施工計画書」、「改修を必要とする理由書」等により工事内容や必要性を審査し、疑義がある場合は、利用者やケアマネジャー等に工事内容や必要性について確認を行います。改修工事施工後については、一定件数を抽出し、建築士の資格を有する調査員により、現地にて工事内容の確認・調査を行い、事前申請どおりに施工されていない場合は改善指導を行う等、適正な保険給付に努めます。

○ 福祉用具購入・貸与調査

介護保険サービスにおける福祉用具の購入については、住宅改修との整合性に留意しながら、福祉用具購入申請書等の審査を行います。また、軽度者の福祉用具貸与については、「福祉用具貸与理由書」による確認を行うことにより、適正な給付に努めます。

○ 介護給付費支払実績点検（縦覧点検）

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

国保連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求めるとともに、国保連合会で給付状況等が確認できない場合には大阪市に報告があり、大阪市から各事業者に照会を行い、請求の誤りがあれば返還を求めます。

○ ケアプランチェック（適正給付）

国保連合会の給付適正化システムからの情報により、事業所を選定し、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に対してケアプラン（居宅サービス計画）を作成する割合の高い事業所を含め、直接訪問のうえ、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）とともに確認検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みの支援をめざして点検・指導を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

○ 給付費通知の送付

介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知します。

これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気付くことができます。

○ 介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）

国保連合会に業務を委託し、国保連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

○ 給付実績の活用

国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認し、疑義がある内容については、事業者へ照会を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

《実績及び数値目標》

○ 介護保険住宅改修費適正給付事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
調査件数	848件	852件	862件
うち、適正	742件	752件	798件
要注意	16件	35件	20件
改善指	90件	65件	44件
数値目標			
2020(令和2)年度(見込)	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度

III 具体的施策 ／第8章－4 サービスの充実・利用支援

	件	件	件	件
○ 福祉用具購入・貸与調査				
調査件数	2017(平成29)年度 12,409件	2018(平成30)年度 16,496件	2019(令和元)年度 12,503件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込) 件	2021(令和3)年度 件	2022(令和4)年度 件	2023(令和5)年度 件	
○ 介護給付費支払実績点検(縦覧点検)				
点検件数(国保連委託)	2017(平成29)年度 1,424件	2018(平成30)年度 1,421件	2019(令和元)年度 1,408件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込) 件	2021(令和3)年度 件	2022(令和4)年度 件	2023(令和5)年度 件	
○ ケアプランチェック(適正給付)				
訪問事業所数	2017(平成29)年度 178件	2018(平成30)年度 166件	2019(令和元)年度 155件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込) 件	2021(令和3)年度 件	2022(令和4)年度 件	2023(令和5)年度 件	
○ 給付費通知の送付				
送付件数	2017(平成29)年度 140,234件	2018(平成30)年度 140,234件	2019(令和元)年度 146,444件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込) 件	2021(令和3)年度 件	2022(令和4)年度 件	2023(令和5)年度 件	
○ 介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合)				
照会件数	2017(平成29)年度 539件	2018(平成30)年度 523件	2019(令和元)年度 438件	
数値目標				
2020(令和2)年度(見込) 件	2021(令和3)年度 件	2022(令和4)年度 件	2023(令和5)年度 件	

ウ 介護サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者に対する指導・助言に取り組みます。

○ 介護サービス事業者の指定・指導

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

2011（平成23）年の介護保険法の一部改正に伴う大都市特例により、大阪府が実施している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定及び指導監督権限が2012（平成24）年度から大阪市に移譲されました。

大阪市は、保険者の立場に加えて、居宅・施設サービス及び地域密着型サービスなど介護サービス全般についての指定・指導監督権限を有することから、これらの権限をもって介護事業に対する指定を適切かつ迅速に行います。

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含め、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、積極的に適正化システムの情報を活用し、保険者における効率的な指導監督体制の更なる充実を図ります。

そのために、2017（平成29）年度より進めている実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図るとともに、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。

また、いわゆる高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民保健連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行っていきます。

今後とも、利用者への安全で適正な介護サービス提供が図られるよう、事業者への集団指導や個別の実地指導・監査の強化にも取り組み、大阪府・府内各市町村と連携しながら、介護保険事業の円滑な運用に努めます。

《 実績 》

○ 事業者の指定

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
指定件数	557件	14,184件	14,370件
第1号事業の指定 （括弧内は、そのうち介護予防も併せて指定している件数。）	(410件)	5,106件	5,182件

※件数は、事業者数。（ ）内は、そのうち介護予防も併せて指定している件数。

○ 事業者の指導

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実地指導件数	1,908件	2,039件	1,558件

※ 件数は、事業所数

エ 介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員の資質・専門性の向上のために体系化された研修を各都道府県で実施しています。大阪市においては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランに対し、利用者の自立を促し介護状態等利用者ニーズにそって作成されているかを点検指導し、地域の介護支援専門員のケアプラン作成における問題点や課題を洗い出し、検証し、その内容を介護支援専門員へ研修により周知することで、区内全体の居宅介護支援事業所に適正なケアプラン作成の意識改善を図り（ケアマネスキルアップ事業）、

介護支援専門員の資質向上をめざします。

また、地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が中心となり、包括的・継続的なケアを実施するため、地域における健康づくりなどの介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築や専門的な見地から介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別相談事例や支援困難等へ指導・助言を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取組みを推進します。

オ 公平・公正な要介護（要支援）認定

要介護（要支援）認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるよう都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託することを基本として実施し、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。

○ 公平・公正な要介護（要支援）認定調査

都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託することを基本として、公平・公正な認定調査を実施します。

○ 保健師の同行訪問

要介護（要支援）認定調査の実施にあたり、難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合は区保健福祉センターの保健師が同行します。

○ 介添事業

認定調査の実施にあたり、不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣します。

○ 介護認定審査会

各区に認定審査を行う合議体を設置し、保健・医療・福祉の専門家などが認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査・判定します。

○ 認定調査員に対する研修の実施

全国一律の基準により公平・公正な認定調査を行うために、認定調査員に対して、継続的に研修を実施し、資質の向上を図ります。

《 実 績 》

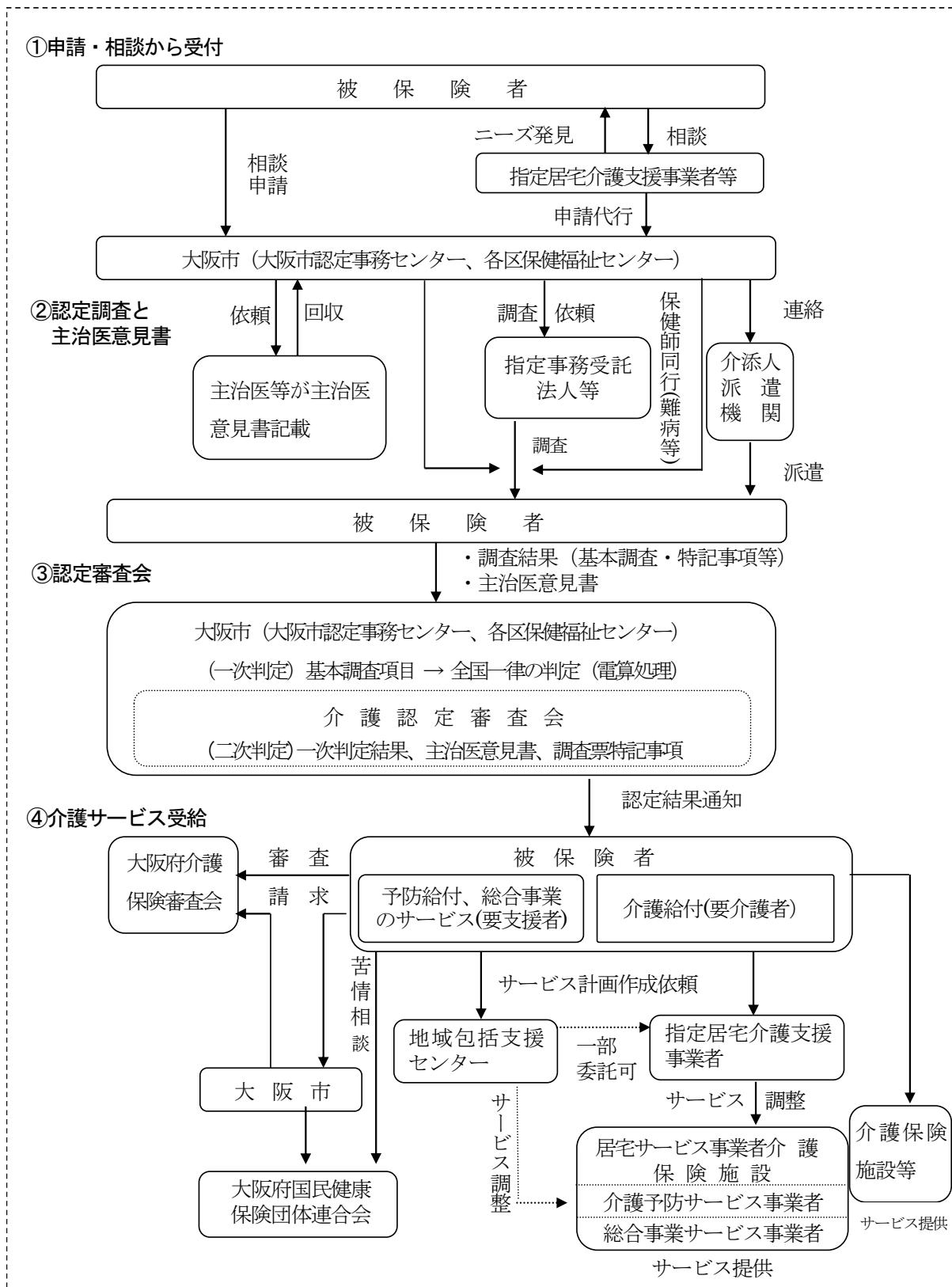
○ 公平・公正な要介護（要支援）認定調査

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
件数	173, 130件	139, 055件	161, 675件

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 保健師の同行訪問	2017(平成29)年度 件数	189件	2018(平成30)年度 件数	136件	2019(令和元)年度 件数	141件
○ 介添事業	2017(平成29)年度 手話通訳派遣回数	135回	2018(平成30)年度 手話通訳派遣回数	140回	2019(令和元)年度 手話通訳派遣回数	136回
	外国語通訳派遣回数	55回		28回		38回
	介添人派遣回数	0回		0回		0回
○ 介護認定審査会	2017(平成29)年度 合議体数	216合議体	2018(平成30)年度 合議体数	216合議体	2019(令和元)年度 合議体数	216合議体
	委員数	1, 168人		1, 183人		1, 173人
	審査会開催数	5, 060回		4, 818回		5, 018回
	審査判定件数	173, 304件		137, 936件		159, 560件
○ 調査員に対する研修の実施	2017(平成29)年度 現任研修回数	1回	2018(平成30)年度 現任研修回数	3回	2019(令和元)年度 現任研修回数	3回

【要介護（要支援）認定の流れ】



力 介護サービスの苦情相談

介護保険制度全般への相談や苦情は、区保健福祉センターにおいて、迅速に対応するとともに、介護保険サービスの内容に関して当事者間で問題が発生した場合は、おおさか介護サービス相談センターにおいて利用者・事業者から中立的な立場で迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービスへの相談や苦情は大阪府国民健康保険団体連合会においても対応することとなっています。

○ おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などにより迅速な問題の解決を行います。

所在地 天王寺区東高津町 12-10（大阪市立社会福祉センター）

《 実 績 》

○ 介護保険制度における苦情相談	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
大阪市（区役所・局）	282件	223件	220件
○ おおさか介護サービス相談センター	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談件数	4,484件	5,560件	4,532件

キ 地域共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が相互の指定を受けやすくする特例を設けています。

（5）在宅支援のための福祉サービスの充実

大阪市は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯（ひとり暮らし高齢者等）が多く、要介護・要支援状態でない高齢者であっても在宅で生活するには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

ア 在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者等を対象とした在宅福祉サービスを提供します。

○ 生活支援型食事サービス

心身の機能低下等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

○ 日常生活用具の給付

自宅に適当な用具を有しないひとり暮らし高齢者等に対して、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、高齢者用電話の給付を行います。

○ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具類の衛生管理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、要支援または要介護の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

○ ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、利用者等からの申し出により、家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。また、ふれあい収集の際に、声をかけても返事がない、ごみが出されていない場合などは、希望によりあらかじめ登録している連絡先に環境事業センターから通報するサービスを行います。

○ 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、看護師等が協力者への駆けつけ依頼や救急車の要請、健康面でのアドバイスなどの対応を行います。

《 実績 》

○ 生活支援型食事サービス			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
実施か所数	40 か所	37 か所	33 か所
食数	延 969, 437 食	延 948, 080 食	延 932, 561 食
○ 日常生活用具の給付			
利用件数	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
自動消火器	21件	11件	13件
火災警報器（連動型）	12件	6件	0件
電磁調理器	335件	289件	247件
高齢者用電話	121台	80台	95台
○ 寝具洗濯乾燥消毒サービス			
洗濯利用枚数	2017(平成29)年度 延1, 921枚	2018(平成30)年度 延1, 337枚	2019(令和元)年度 延508枚
○ ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）			
普通ごみ等常時登録実施世帯数	2017(平成29)年度 9, 044世帯	2018(平成30)年度 9, 016世帯	2019(令和元)年度 9, 445世帯
粗大ごみ等隨時実施世帯数	5, 890世帯	6, 027世帯	4, 541世帯

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 緊急通報システム

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
稼働件数	延13,057件	延11,813件	延10,747件
緊急通報受信件数	1,690件	2,430件	2,172件

イ その他の支援

高齢者を介護している家族を支援します。

○ 介護用品の支給

要介護度4・5相当の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

○ 家族介護等支援事業

介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図り、家族介護者及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。

○ 家族介護慰労金

介護を要する在宅の高齢者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業

(※ P● 参照)

○ 要援護高齢者緊急一時保護事業

(※ P●参照)

《実績》

○ 介護用品の支給

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
介護用品給付者数	2,436人	2,299人	2,252人

○ 家族介護等支援事業

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
参加者数	15,473人	15,709人	人

○ 家族介護慰労金

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
支給実績	7人	6人	5人

(6) 福祉人材の確保等

○ 福祉人材養成等の取組み

福祉人材の確保については、2007（平成19）年8月に厚生労働省により示された新人材確保指針（「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」）における地方公共団体が担うべき役割を踏まえつつ、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を養成・確保できるよう取り組みます。

人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資質向上に取り組みます。

また、将来の福祉人材の育成・確保に向けて、中長期的視点を持って、福祉に関する理解促進やイメージアップの取組みを進めます。

軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や処遇の改善に向けて、大阪市としても、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組みます。

○ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成

福祉専門職の育成・定着に向けて、キャリア研修やスキルアップ研修等を行うほか、職員同士の横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催するなど、専門職が専門性を發揮し、誇りを持ち続けながら働くことができるよう、様々な取り組みを実施します。

○ 福祉に関する理解促進やイメージアップの取組み

小学生向け福祉教材の配付や中学生向け福祉教育プログラム等を実施し、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。

《実績》

○ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職向け研修実施状況

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
福祉専門職向け研修	78回	83回	71回

○ 小学生向け福祉教材「福祉読本」の配付

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
配付数	—	約19,000冊	約21,000冊

(7) 効果的な情報提供・啓発

必要なサービスを高齢者が主体的に選択するために、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報の効果的な提供に向けた取組みの充実を図ります。

ア 多様な情報の提供

高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については毎月発行する区の広報紙や大阪市ホームページ等を活用し必要な広報を行っている他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについてホームページや情報誌「ウェルおおさか」によって総合的に情報提供を行います。

非識字の高齢者やその家族に対する利用しやすい方法での情報提供やコミュニケーションに障がいのある高齢者への点字による情報提供など個々の障がいの状況に適した情報提供を行います。

○ 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成

大阪市の高齢者施策の内容についてわかりやすく説明した冊子を作成します。

○ 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成

大阪市の在宅福祉サービス事業に対する理解を深めていただくため、市民周知に努めます。

○ 生活ガイドブック「暮らしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布

2年に1回、「暮らしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布します。

○ パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供

介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレットを作成するなど、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努めます。

○ 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発

高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行います。

○ A T C エイジレスセンター事業

III 具体的施策 ／第8章－4 サービスの充実・利用支援

福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティブシニア向け各種イベント・セミナーを開催します。

所在地 住之江区南港北2-1-10 A T C I T M棟 11階

《実績》

○ 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成	2017(平成29)年度 作成部数	12,500部	2018(平成30)年度 12,000部	2019(令和元)年度 11,000部
○ 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成	2017(平成29)年度 作成部数	58,000部	2018(平成30)年度 58,000部	2019(令和元)年度 56,000部
○ 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載（隔年作成）	2017(平成29)年度 作成部数	400,000部	2018(平成30)年度 —	2019(令和元)年度 390,000部
○ 介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成	2017(平成29)年度 日本語版 点字版	148,300部 325部	2018(平成30)年度 140,400部 325部	2019(令和元)年度 137,000部 325部
○ 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発	2017(平成29)年度 相談件数	21,260件	2018(平成30)年度 21,013件	2019(令和元)年度 21,033件
○ A T Cエイジレスセンター事業	2017(平成29)年度 来場者数	135,909人	2018(平成30)年度 138,511人	2019(令和元)年度 120,137人

イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

○ 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者へ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

○ 外国籍住民のための5言語による市政・区政相談、法律相談

大阪国際交流センターにおいて、5言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国籍住民のための相談専用電話を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して5言語で行います。

○ 外国籍住民向けW e bサイト「大阪生活ガイド」による情報発信及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

ホームページ（4言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国籍住民の市民生活に不可欠な情報、市民生活を支援する情報を発信して周知に努めているほか、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどに対応するため、外国籍住民のための生活情報提供窓口として多言語による「外国人のための相談窓口」（5言語）を引き続き開設します。

《実績》

○ 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
作成部数			
韓国・朝鮮語	3,100部	3,100部	3,100部
英語	400部	400部	400部
中国語	400部	400部	400部
スペイン・ポルトガル語	—	800部	—
○ 外国籍住民のための5言語※による市政・区政相談、法律相談			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
市政・区政相談件数	1,432件	1,539件	1,853件
法律相談件数	52件	51件	67件
※2019(令和元)年7月から、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語の5言語により実施。			
○ 多言語による「外国人のための相談窓口」の運営（※については、2019年7月1日より対応）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
言語別取扱件数			
英語	730件	670件	534件
中国語	471件	492件	821件
韓国・朝鮮語	107件	108件	131件
ベトナム語※	—	—	137件
フィリピン語※	—	—	17件
日本語	364件	387件	475件

ウ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防の取組み等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

また、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備え、判断能力がある間に財産管理や介護のあり方を依頼する成年後見制度のひとつである任意後見制度を活用するよう、地域包括支援センターなどで啓発を進めます。

○ 高齢者福祉月間

1965（昭和40）年度から、毎年9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行います。

《実績》

○ 高齢者福祉月間

高齢者福祉大会

2017(平成29)年度

約1,000人

2018(平成30)年度

約1,000人

2019(令和元)年度

約900人

エ 高齢者と他の世代との交流

高齢社会は、若い世代を含め、すべての世代の生き方についての問題であることから、子どもたちに高齢者についての正しい理解や思いやりの心を育てる学習が望まれています。老人福祉センターにおいて、文化伝承活動や世代間交流事業を推進するほか、保育所や児童館等において地域の高齢者を季節的行事などに招待する活動を行っています。市立小・中学校及び幼稚園の体験活動において、地域の老人福祉施設などの交流や、地域の高齢者から昔の遊びやわらべ歌を教えてもらうなど、高齢者とのふれあいを大切にした活動を実施します。

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

全国から高齢者をはじめ多くの人々が集う中、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深めます。

○ 折り紙教室等世代間交流事業

(※ P● 参照)

《 実 績 》

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

参加者数

2017(平成29)年度

132人

2018(平成30)年度

120人

2019(令和元)年度

119人

5 住まいづくり・まちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活ができるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

〈1）住まいづくり

[重点的な取組み内容は、P● 「(1) 多様な住まい方の支援」 参照]

ア 多様な居住ニーズに対応した情報提供

高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

○ 大阪市立住まい情報センター

市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手できるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

所在地 北区天神橋 6 丁目 4-20

《実績》

○ 大阪市立住まい情報センター

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・情報提供件数	約44,600件	約47,400件	約40,300件
(注) 高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数			

イ 市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅について高齢化対応設計を行う等、高齢化への対応を進めます。

○ 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

○ 既存市営住宅のバリアフリー化

既存の市営住宅については、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。

○ 高齢者向け住宅

60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児童、障がい者、60歳以上の方のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 単身者向け住宅

1人で日常生活のできる60歳以上の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 親子ペア住宅

高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

○ 親子近居住宅

高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 高齢者ケア付住宅

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者等の在宅生活を支援するため、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による安否確認等の福祉サービスが受けられる市営住宅の入居者募集を行います。

○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供します。

《実績》

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計	2017(平成29)年度 新築市営住宅の高齢化対応設計	829戸	2018(平成30)年度 1,108戸	2019(令和元)年度 1,082戸
○ 既存市営住宅のバリアフリー化	2017(平成29)年度 既設中層住宅のエレベーター設置	5棟17基	2018(平成30)年度 11棟34基	2019(令和元)年度 2棟6基
○ 高齢者向け住宅	2017(平成29)年度 募集戸数	160戸	2018(平成30)年度 160戸	2019(令和元)年度 160戸
○ 単身者向け住宅	2017(平成29)年度 募集戸数	569戸	2018(平成30)年度 605戸	2019(令和元)年度 618戸
○ 親子ペア住宅	2017(平成29)年度 募集戸数	18組36戸	2018(平成30)年度 37組74戸	2019(令和元)年度 23組46戸
○ 親子近居住宅	2017(平成29)年度 親子セット向け住宅 子世帯向け住宅 親世帯向け住宅	15組30戸 70戸 20戸	2018(平成30)年度 15組30戸 70戸 20戸	2019(令和元)年度 15組30戸 70戸 20戸
○ 高齢者ケア付住宅	2017(平成29)年度 募集戸数	32戸	2018(平成30)年度 34戸	2019(令和元)年度 32戸
○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入	2017(平成29)年度 募集件数	3か所	2018(平成30)年度 5か所	2019(令和元)年度 6か所

ウ 民間住宅における高齢化への対応

民間住宅において、高齢者等の居住に配慮した取組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

○ セーフティネット住宅登録制度

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページへの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行います。

また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介します。

○ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行います。

○ 民間老朽住宅建替支援事業

- ・本制度は、良質な住宅供給と市街地の防災性の向上を図るため、老朽建築物等について、一定の要件を満たす集合住宅へ建替える場合に、建設費等の一部を補助するものである。
- ・現在、本制度開始以降の社会経済情勢等の変化を踏まえ、令和3年度以降の本制度のあり方について検討しているところであるため、制度内容が定まった段階で、本計画への位置付けの適否を判断する。（都市整備局）

○ サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

今後一層増えることが見込まれる高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、中重度の要介護認定者の入居が増加していることから、医療と介護が適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、登録の審査、届出、立入検査の実施及び自主点検の結果報告を求める等、引き続き事業者への指導に取り組みます。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。

さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していきます。

《 実 績 》

○ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数（累計）	5,092戸 234件	5,092戸 254件	5,092戸 269件
協力店の登録の登録件数（累計）			
○ 民間老朽住宅建替支援事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
従前居住者家賃補助 件数	26件	23件	10件
うち高齢者世帯	(17件)	(15件)	(10件)
建替建設費補助 補助戸数	327戸	101戸	63戸
○ サービス付き高齢者向け住宅			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
登録戸数（累計）	7,644戸	7,922戸	8,108戸
○ 住宅型有料老人ホーム			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
定員	8,511人	8,562人	9,357人

エ 住宅の改修に対する支援

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

- 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
- 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行います。

また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入します。

○ 高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度による住宅改修を行う場合に、介護保険制度の住宅改修の介護保険給付を補完する制度として、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、改修費用を給付します。

《 実 績 》

○ 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）		
サービス量	2017(平成29)年度 5,871人／年	2018(平成30)年度 5,590人／年
		2019(令和元)年度 5,178人／年
○ 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）		
サービス量	2017(平成29)年度 4,874人／年	2018(平成30)年度 4,143人／年
		2019(令和元)年度 3,918人／年
○ 高齢者住宅改修費給付事業		
件数	2017(平成29)年度 121件	2018(平成30)年度 85件
		2019(令和元)年度 67件

(2) 施設・居住系サービス

[重点的な取組み内容は、P● 「(3) 施設・居住系サービスの推進」 参照]

ア 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受けます。

《 実 績 》

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

	2017(平成29)年度 年度末定員数	2018(平成30)年度 13,248人	2019(令和元)年度 13,539人

《整備目標》

入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら引き続き必要な整備を進めます。

整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないよう配慮します。

地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)については、全体の整備量の中で整備します。

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

	2021(令和3)年度 年度末定員数	2022(令和4)年度 人	2023(令和5)年度 人

イ 介護老人保健施設

○ 介護老人保健施設

病状安定期で、入院治療の必要はないがリハビリテーション、看護及び介護を必要とする高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、自立と家庭復帰を支援します。

《実績》

○ 介護老人保健施設

	2017(平成29)年度 年度末定員数	2018(平成30)年度 7,497人	2019(令和元)年度 7,980人

《整備目標》

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めます。

○ 介護老人保健施設

	2021(令和3)年度 年度末定員数	2022(令和4)年度 人	2023(令和5)年度 人

ウ 介護療養型医療施設及び介護医療院

○ 介護療養型医療施設及び介護医療院

長期にわたる療養が必要な高齢者に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他の必要な医療を行う施設です。

《実績》

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 介護療養型医療施設

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	458人	328人	239人

《 整備目標 》

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が2023（令和5）年度末まで延長されているため、その間に介護療養型医療施設については、各施設の意向に沿って転換を進めています。

○ 介護療養型医療施設

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

○ 介護医療院

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

工 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- { ○ 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

《 実 績 》

○ 認知症対応型共同生活介護

（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	4,278人	4,413人	4,429人

《 整備目標 》

認知症高齢者が今後も増加することが見込まれるため、認知症高齢者数の伸び等を勘案して目標量を設定し、整備を進めます。

○ 認知症対応型共同生活介護

（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

才 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

- { ○ 特定施設入居者生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等については、特定施設入居者生活介

護の指定を受ければ事業者による介護保険サービスの提供が可能です。

《 実 績 》

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)	2017(平成29)年度 年度未定員数	2018(平成30)年度 8,158人	2019(令和元)年度 9,156人	2019(令和元)年度 9,640人
---------------------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

《 整備目標 》

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、要介護認定者数を勘案して目標量を設定し、整備を進めます。

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)	2018(平成30)年度 年度未定員数	2019(平成31)年度 人	2020(平成32)年度 人
---------------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------

力 養護老人ホーム

○ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスが受けられます。

《 実 績 》

○ 養護老人ホーム	2017(平成29)年度 入所定員	2018(平成30)年度 767人	2019(令和元)年度 767人
-----------	----------------------	----------------------	---------------------

キ その他

居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応したケアハウス等があります。

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

○ 経過的軽費老人ホーム（A型）

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

○ 生活支援ハウス

市内に住所を有する人で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある人を対象に、必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言並びに緊急時の対応を行うとともに、利用者の虚弱化などに伴い介護保険の居宅サービスなどを必要とする場合は、利用手続きなどを援助します。

《 実 績 》

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	705人	705人	705人
○ 経過的軽費老人ホーム（A型）	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	50人	50人	50人
○ 生活支援ハウス	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	80人	80人	80人

（3）ひとにやさしいまちづくり

高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

ア 安全な歩行空間等の整備

「ひとにやさしいまちづくり」施策の推進にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

○ 民間建築物事前協議

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

○ 公園施設の整備

公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も使用できるトイレの整備を行います。

○ 歩道設置やゆずり葉の道整備

高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行います。

○ 既設歩道の段差解消

大阪市交通バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の特定道路（主要な経路）などにおいて、歩道の段差解消を行います。

○ 電線類地中化

都市防災機能の向上、都市魅力の向上、歩行者空間の安全・快適性の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

○ 放置自転車対策

鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

○ 投票所のバリアフリー化

選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所のバリアフリー化に努めます。

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集

市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

《実績》

○ 民間建築物事前協議			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
事前協議件数	653件	611件	507件
完了届	589件	519件	538件
○ 公園施設の整備			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
整備数	2公園	2公園	2公園
○ 歩道設置やゆずり葉の道整備			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
歩道設置	約0.9km	約0.3km	約0.7km
ゆずり葉の道整備	—	—	—
○ 電線類地中化			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
	約0.8km	約0.7km	約1.1km

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

○ 放置自転車対策

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
自転車等放置禁止区域の指定駅数	延146駅	延146駅	延146駅
自転車等駐車場の整備駅数 (鉄道事業者整備を含む)	延160駅	延160駅	延163駅

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
応募数			
中学生	311件	179件	85件
高校生	189件	245件	216件
計	500件	424件	301件

イ 公共交通機関の改善

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するとともに、誰もが安全・快適に、安心してご利用できるよう、「バリアフリー法」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、身近な公共交通機関である鉄道・バスの車両及び施設の改善等バリアフリー化を促進します。

○ 民間事業者に対する働きかけ

「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけていきます。

また、「ひとにやさしい市営交通」の精神を承継している大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社が実施する安全対策やバリアフリー化の取組みが着実に進むよう働きかけていきます。

（4）安全な暮らしのために

高齢者が社会の一員として地域で自立した安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、介護を要する高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

「大阪市地域防災計画＜震災対策編＞」、「同＜風水害等対策編＞」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

イ 防災意識の啓発

生活ガイドブック「くらしの便利帳」（2年に1回発行）に防災対策について記載するなど、様々な広報、啓発を行います。

また、マスメディアなどを活用した防災意識の啓発に努めます。

○ 災害による高齢者の被害を低減させる取組の推進

- ・高齢者本人に対する直接的な取組

戸別訪問による防火指導や高齢者を対象とした各種教室、行事等において、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要な知識について啓発します。

また、高齢者の同意のもとケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の協力者など日常的に介護等で高齢者に接する介護事業者等（以下「介護事業者等」という。）による要請を受けた場合は、可能な限り、依頼者である介護事業者等の同行を求め、介護事業者等とともに高齢者宅へ訪問し、連携して火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要なアドバイスを行います。

- ・日常的に高齢者に接する者に対する間接的な取組

介護事業者等を対象とした会議等の機会を捉え、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの各種情報を提供するほか、高齢者防火安全研修を実施するなど、日常的な介護業務を通じ高齢者に対して啓発及び注意喚起するよう依頼します。

○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

《 実績 》

○ 介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
受講者数	7,314人	8,196人	8,192人
※平成27（2015）年度より実施			

○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
高齢者対象防火訓練	17,379人	19,948人	22,203人

ウ 災害時の要配慮者支援

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（要配慮者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を2009（平成21）年に策定しました《2014（平成26）年10月改訂「（現）大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を2011（平成23）年7月に作成しており、今後も高齢者の災害対策を推進していきます《2017（平成29）年11月改定「（現）

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

大阪市高齢者施設等防災マニュアル」》。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが重要です。そのひとつとして、地域において行われている日頃の見守り活動などの活発化に努め、住民同士の顔の見える関係づくりを進めます。

(重点的な取り組み内容は第7章「P● (3) 地域における見守り施策の推進」参照)

○ 地域防災リーダーによる支援

地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

○ 女性防火クラブによる支援

防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

○ 緊急通報システム

(※ P192 参照)

○ 火災警報機（連動型）の設置

火災時避難が困難な高齢者世帯に設置し、異常時は自動的に119番通報し、玄関先に設置するプザーにより近隣者に火災を知らせます。

○ 高齢者施設の立入検査

高齢者施設などの実態把握と火災予防を目的に、出火防止と人命安全の確保について具体的指導を行います。

○ 高齢者施設の自衛消防訓練指導

高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難の訓練が適正に実施されるよう指導を行います。

○ 大規模施設の避難誘導システムの設置指導

不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

○ 福祉避難所・緊急入所施設の指定

大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、災害時における要配慮者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

《 実 績 》

○ 地域防災リーダーによる支援（自主防災）	2017(平成29)年度 組織数 人数	333組織 9,691人	2018(平成30)年度 333組織 9,936人	2019(令和元)年度 333組織 9,504人
○ 女性防火クラブによる支援	2017(平成29)年度 クラブ数 人数	25クラブ 30,407人	2018(平成30)年度 25クラブ 27,211人	2019(令和元)年度 25クラブ 25,026人
○ 火災警報器（連動型）の設置	2017(平成29)年度 設置件数 稼動数	12台 220台	2018(平成30)年度 6台 181台	2019(令和元)年度 0台 150台
○ 高齢者施設の立入検査	2017(平成29)年度 検査回数	1,090回	2018(平成30)年度 1,115回	2019(令和元)年度 1,107回
○ 高齢者施設の自衛消防訓練指導	2017(平成29)年度 指導回数	1,658回	2018(平成30)年度 1,686回	2019(令和元)年度 1,417回
○ 大規模施設の避難誘導システムの設置指導	2017(平成29)年度 指導件数	8件	2018(平成30)年度 5件	2019(令和元)年度 5件
○ 福祉避難所・緊急入所施設の指定（累計）（自主防災）	2017(平成29)年度 指定件数	320件	2018(平成30)年度 331件	2019(令和元)年度 344件

エ 防犯対策の取組み

犯罪被害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大阪市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって安全なまちづくりに関する取組みを展開する必要があります。

こうした基本認識のもと、大阪市では、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○ 青色防犯パトロール

III 具体的施策 ／第8章－2 認知症施策の推進

青色防犯パトロール活動は、大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動です。街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげるため、青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をします。

《実績》

○ 街頭犯罪発生件数（1～12月の統計）			
発生件数	2017(平成29)年度 21,633件	2018(平成30)年度 19,236件	2019(令和元)年度 16,938件
※街頭犯罪 ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、自転車盗			
○ 青色防犯パトロール活動団体数			
団体数	2017(平成29)年度 171団体	2018(平成30)年度 169団体	2019(令和元)年度 167団体